

## ○東京藝術大学における事務ユニットに関する要項

〔 令和5年10月26日  
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学事務組織規則第2条第2項第1号に定める事務ユニットに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事務ユニットは、全学横断的かつ中長期的な継続が見込まれる事業、センター及びプロジェクト等（以下「全学事業等」という。）に係る事務について、事務局各課の専門性を統合することにより、柔軟かつ機動的に運営し、以て本学における各部局及び分野の枠を越えた学際的な教育研究並びに社会貢献活動の持続的な実施及び発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 事務ユニットの新設及び改廃並びに当該事務ユニットを構成する課（以下「担当課」という。）及び主担当となる課（以下「主担当課」という。）は、事務協議会における意見を参考とし、事務局長が決定する。

- 2 各事務ユニットの主担当課は、当該事務ユニットが所掌する全学事業等の事務に関し、総括及び連絡調整を担う。
- 3 事務ユニットの名称、構成員及びリーダーについては、事務組織内において一覽的に公開・共有することとする。
- 4 前項に定める事項に係る事務は、人事労務課において処理する。

(構成員)

第4条 事務ユニットの担当課及び主担当課の長は、事務ユニットの構成員（以下「構成員」という。）を当該課の課員から指名又は係を単位として指定する。複数名を指名した場合及び係を単位として指定した場合は、その中から主たる担当者を決めるものとする。

- 2 前項で定める構成員は、随時変更することができる。ただし、原則として各課長は構成員となることはできない。
- 3 事務局長は、事務局以外の事務部等の事務職員について、当該事務部等の事務長の推薦又は了承のもと、構成員に指名することができる。

(事務ユニットリーダー)

第5条 各事務ユニットの運営は、リーダーが総括する。

- 2 事務ユニットの主担当課は、前項で定める構成員の内から、事務ユニットリーダー（以下「リーダー」という。）を指名する。

(運営)

第6条 構成員は、各々の専門性を統合し、また、グループウェア等の活用によって業務管理、情報共有及び連絡調整を緊密に行い、当該事務ユニットを柔軟かつ機動的に運営しなければならない。

- 2 構成員は、事務ユニットにおける業務の状況等について、各々が所属する課内等において随時報告・共有し、また、各課長及び課員等からの助言等について当

該事務ユニットの運営改善に適宜反映しなければならない。

3 事務ユニットは、事務処理における決裁権限を有さず、当該事務ユニットが担当する全学事業等に係る個別の決裁は、その内容に応じて、東京藝術大学事務分掌規則に定める分掌に基づき各課において処理する。

4 全学事業等の運営に係る委員会等の事務は、事務ユニットにおいて処理する。  
(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、事務ユニットに関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。